一体的実施を含む 高齢者の保健事業について

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)

退職等

医療保険

被用者保険の保健事業

(健保組合、協会けんぽ)

- 〇特定健診、特定保健指導
- 〇任意で、人間ドック
- 〇重症化予防(糖尿病対策等)

保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携 した受診勧奨・保健指導等の実施。

- 〇健康経営の取組
- 保険者と事業主が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康づくりの実施。
- ・ 加入者の健康状態や医療費等を見える化した健康スコアリングレポート等の活用。

国民健康保険の 保健事業(市町村)

- 〇特定健診、特定保健指導
- 〇任意で、人間ドック
- 〇重症化予防(糖尿病対策 等)
 - 保険者により、糖尿病性 腎症の患者等に対して、 医療機関と連携した受診 勧奨・保健指導等の実施。
- 〇市町村独自の健康増進 事業等と連携した取組

後期高齢者広域連合の 保健事業

(広域連合。市町村に委託・補助)

- 〇健康診査のみの実施が ほとんど
- 〇一部、重症化予防に向けた 個別指導等も実施

<u>国保と後期高齢者の</u> **注** <u>保健事業の接続の必要性</u> <u>(現状は、75歳で断絶)</u>

<u>保健事業と介護予防の</u> <u>一体的な実施(データ分析、</u> 事業のコーディネート等)

65歳

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村)

75歳

- 〇一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
- ○介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食 等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント)

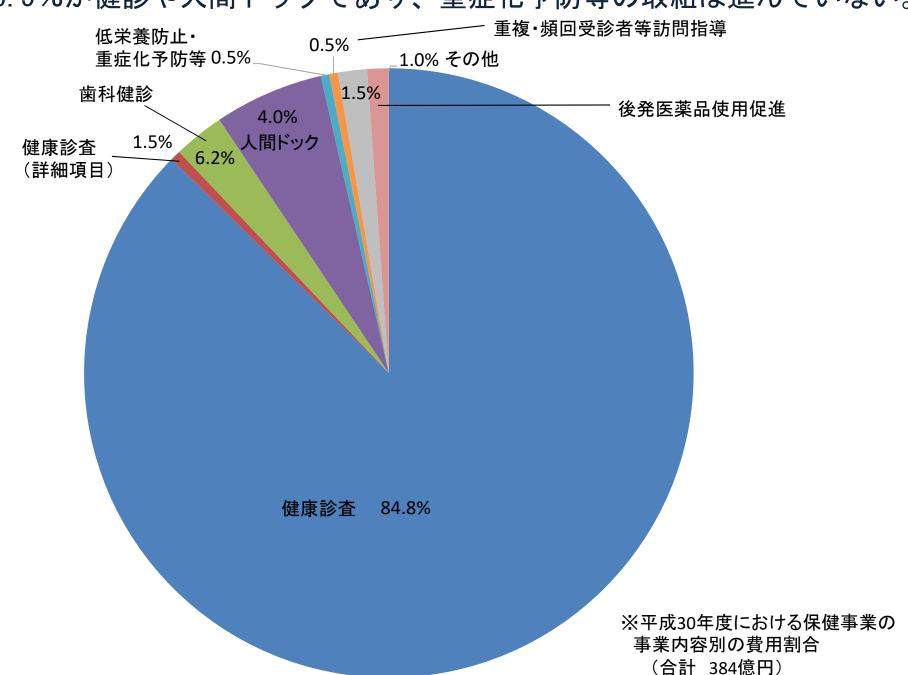
→保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性

介護保険

.

後期高齢者医療制度における保健事業の現状について

事業費の96.5%が健診や人間ドックであり、重症化予防等の取組は進んでいない。



医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等

の一部を改正する法律の概要

令和元年5月22日公布

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】
 - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康 保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。
 (DPCデータベースについても同様の規定を整備。)
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化 【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
- (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
- (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 6. 審査支払機関の機能の強化 【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
- (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
- (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。
- (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
- 7. その他
 - ・未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行期日

令和2年4月1日(ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は令和元年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は令和2年10月1日(一部の規定は令和4年4月1日)、5(2)及び7は公布日、6(1)は令和3年4月1日)

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(スキーム図)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、<u>後期高齢者の保健事業</u>について、

後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、<u>市町村において、介護保険の地域支援事業や国</u>

民健康保険の保健事業と一体的に実施。

国(厚生労働省)

- ○<u>保健事業の指針</u>に おいて、一体的実施 の方向性を明示。 法
- ○<u>具体的な支援メニュー</u> をガイドライン等で提 示。
- ○特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

<市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施>

広域連合

委託 法

市町村

- 〇<u>広域計画</u>に、広域連合 と市町村の連携内容を 規定。 法
- ○データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- ○**専門職の人件費等**の 費用を交付。

- 〇一体的実施に係る<u>事業の基本的な方針</u>を作成。

 送
- ○<u>市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業</u> との一体的な取組を実施。<a>(法)
 - (例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への 参画、支援メニューの改善等
- ○<u>広域連合に被保険者の医療情報等の提供</u>を求めることができる。法
- 〇地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への 報告・相談

都道府県 (保健所含む)

○事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

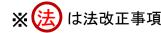
国保中央会国保連合会

〇データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価等(法)

三師会等の 医療関係団体

〇取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機 関に委託できる。 法 (市町村は事業の 実施状況を把握、 検証)



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(市町村における実施のイメージ図)

4多様な課題を抱える高齢者や、 閉じこもりがちで健康状態の不明 な高齢者を把握し、アウトリーチ 支援等を通じて、必要な医療サー ビスに接続。

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析

医療 レセ 健診 レヤ



市町村が一体的に実施

後期高 齢者の 質問票



- 1市町村は次の医療専門職を配置
- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分 析を行うため、市町村に保健師等を配置
- ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等 への関与等を行うため、日常生活圏域に保 健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士等を配置

経費は広域連合が交付

(保険料財源+特別調整交付金)

○企画・調整・分析等を行う医

○日常生活圏域に医療専門職の

等に要する費用(委託事業費)

療専門職の配置

配置

国保中央会・国保連が、 分析マニュアル作成・市町 村職員への研修等を実施

保健事業

5国民健康保険と後期高齢者 医療制度の保健事業を接続

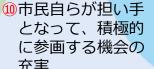
介護予防の事業等

生活機能の改善

9民間機関の連携等、通い の場の大幅な拡充や、個 人のインセンティブとな るポイント制度等を活用

疾病予防• 重症化予防

- 健診結果等を活用した保健指導
- ・かかりつけ医と連携した疾病管理や重症化予防
- 健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等
- ・介護予防との一体的なフレイル予防(運動・ 栄養・口腔等)の取組
 - 6社会参加を含む フレイル対策を 視野に入れた取
- ⑦医療専門職が、 通いの場等にも 積極的に関与









⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容 全体等への助言を実施

- ⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援 が積極的に加わることで、
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門 職による健康相談等を受けられる。
- ・ショッピングセンターなどの生活拠点等 を含め、日常的に健康づくりを意識でき る魅力的な取組に参加できる。
- ・フレイル状態にある者等を、適切に医療 サービスに接続。

高齢者

※フレイルのおそ れのある高齢者 全体を支援



高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版【概要】 取組の推進に向けた体制整備

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、 広域連合と市町村の連携内容を明示し、<u>市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施</u>。

都道府県・ 保健所

○事例の横展開・県内の健康課題の俯瞰的 把握・事業の評価 等 _{□ は関性を活か}

広域性を活か した支援

技術的援助

·協力

国(厚生労働省)

- <u>保健事業の指針</u>に おいて、一体的実施 の方向性を明示
- ○具体的な支援メ ニューをガイドライン 等で提示
- ○特別調整交付金の 交付・先進事例に係 る支援
- 〇エビデンスの収集

広域連合

委託

市町村

- ○広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定
- ○<u>データヘルス計画</u>に、事業の方向性を整理
- 〇事業の実施に必要な費用を**委託事業費**として交付
- 〇構成市町村にヒアリング
- ○構成市町村へのデータ提供
- 〇構成市町村の事業評価の支援
- ○高齢者医療、国保、健康づくり、介護等<u>庁内各部局</u> 間の連携体制整備
- 〇一体的実施に係る<u>事業の基本的な方針</u>を作成
- 〇一体的実施に係る事業の企画・関係団体との連携
- ○<u>介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的</u>な取組の実施

(例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画 等

- ※ 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる
- ※ 広域連合のヒアリング等を通した事業内容の調整
- ※ データの一体的分析により地域課題を把握、広域連合からの提供データも活用
- ※ 地域ケア会議等も活用

国保中央会

〇研修指針の策定

KDBシステムの 活用支援

国保連合会

- OKDBシステムのデータ提供
- ○市町村、広域連合に向けた研修の実施
- 〇保健事業支援・評価委員会による支援

医療関係団体

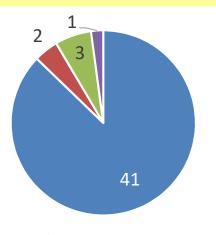
- 〇企画段階から取 組について調整
- ○取組への助言・ 支援
- 〇かかりつけ医等 との連携強化 等
- ○事業の実施状況 等を報告し、情報 共有

事業の報告

結果概要(2020年3月末集計版)

広域連合回答:41広域連合が広域計画改定済み。全広域連合で予算措置予定あり。

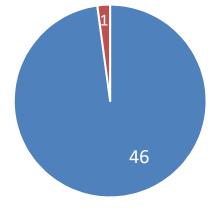
- 一体的実施の取組開始に向けて広域計画を改定しましたか。
- ○改定済みと回答しているのは **41広域連合(87.2%)**であり、 ほとんどの広域連合で広域計画の 改正が完了している。



- ① 改定済み
- ② 改定準備中である
- ③ 来年度以降改定する予定である
- ④ 改定する予定がない

広域連合における 令和2年度の予算措置予定。

〇全広域連合において 令和2年度からの一体的実施 の市町村委託に係わる予算措 置 を計画している。

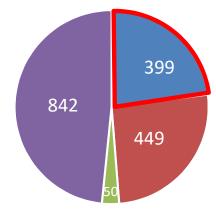


- ① 当初予算において措置を予定している
- ■② 補正予算において措置を予定している

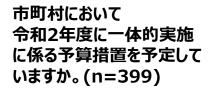
市町村回答:令和2年度受託開始予定の市町村は全体の22.9%

広域連合からの後期高齢者の保健 事業の受託(高齢者の保健事業と介 護予防の一体的な実施の受託) について(n=1,740)

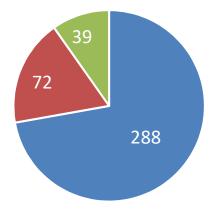
- 〇令和2年度から受託実施予定の 市町村は399市町村(22.9%)
- ○実施時期未定と回答した 市町村は842市町村(48.4%)



- ① 令和2年度から実施する予定
- ■② 令和3年度から実施する予定
- ③ 令和4年度から実施する予定
- ④ 実施時期は未定



○令和2年度から一体的 実施を開始予定の市町村 のうち、当初予算または補正 予算措置を予定しているのは 360市町村(90.2%)



- ① 当初予算における措置を予定している
- ② 補正予算における措置を予定している
- ③ 具体的な検討は進んでいない